

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件九件
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件九件
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件

一 三 四

## 告 示

### 福島県告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市三和町下市萱字堀ノ内三〇九の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

福島県知事 内 堀 雅 雄

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市三和町下永井字銅屋場二五二の二、二五二の四、二五二の九、二五二の一〇、二五二の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字銅屋場二五二の二、二五二の一
      - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (三) 主伐として伐採をすることのできる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

### 福島県告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
田村市滝根町神俣字入新田四四三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村市滝根町神保字入新田五六の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村市大越町早稲川字向田七三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村市大越町早稲川字千丁地七七の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字牧之内字荒人四の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字上松本字西沼ノ入一九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字道木山一の二二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(森林保全課)

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平八三五の一・八三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八三八の二
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平八三五の一・八三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八三八の二

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月八日

一 所在の不明な者の氏名

高橋留吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和二年福島県告示第七百三十一号）によること。

（森林保全課）

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月八日

一 所在の不明な者の氏名

鎮目良泰

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和二年福島県告示第七百三十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月八日

一 所在の不明な者の氏名

高橋留吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和二年福島県告示第七百三十三号）によること。

（森林保全課）

福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

